（法第 28 条第 1 項関係様式例）

2016 年度大津夜まわりの会事業報告書

2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人　大津夜まわりの会

1. 事業の成果と課題

当法人は、定款第 3 条において「第一に住居や雇用の不安定等により貧困を余儀なくされる人に対して、支援活動を行うとともに貧困問題の解決に取り組むこと、第二に、地域、家族、疾病、障害等により複合的な課題を抱える人に対して、問題解決を図り、福祉が向上することに寄与すること」を活動の目的に掲げ、幅広い相談支援活動を展開している。

とりわけ近年は、所得の格差拡大、改善しない雇用環境など、厳しい社会経済情勢のもと、職業や住居を失う人、家族や親戚、友人知人との関係が希薄化あるいは途絶し、社会的な「絆」を失う人が増加しており、当法人は、このような人たちの生きづらさ、心身の痛みを受け止め、寄り添い、「絆」（＝関係性）を取り戻すことを最大限に重視するスタンスで支援をおこなってきた。

現在、当法人がとりくんでいる事業内容は、おおむね以下のとおりである。

（1）大津市自立相談支援事業及び大津市一時生活支援事業
（2）総合自立相談事業
（3）ひまわりサロン（居場所）事業及び社会生活講座
（4）越冬支援事業
（5）子どもの学習支援事業

以下、上記の各事業別に、当法人の活動の成果と問題点、今後の課題について要約する。

【大津市自立相談支援事業及び大津市一時生活支援事業】（定款第 5 条に定める事業のうち、①総合自立相談事業、③ホームレス支援事業、④緊急一時宿泊（シェルター）事業、⑦生活困窮者自立支援事業に相当）

▼活動内容と成果

2015 年 4 月から生活困窮者自立支援法の施行にともなって、従来の「『絆』再生事業」にもとづく「緊急一時宿泊所事業」が同法の任意事業の一つである「一時生活支援事業」に組み込まれ、全国的には財政負担を回避するために同事業から撤退する自治体が少なくない状況が生まれたが、大津市においては、当法人の実績と要望活動を反映し、「一時生活支援事業」と「自立相談支援事業」とを一体的に実施する業務の委託先をプロポーザル方式で募集する方針が打ち出され、当法人としては、「『絆』再生事業」のもとでの実績と経験をふまえ、その考え方を継承する内容で企画提案書を作成してプロポーザルに応募し、当法人がこの業務を受託することになった。また 2016 年度においても、ほぼ同じ枠組みで業務委託先の募集がおこなわれ、引き続き当法人が業務を受託した。

「一時生活支援事業」は、住居を喪失した人あるいは住居喪失のおそれのある人に対し、宿泊場所をはじめ当面の衣食住を提供する事業であるが、単純に衣食住を提供するだけでは、利用者が困窮状態から脱却することは困難であり、包括的な伴走型の支援があってこそ、自立に向かって一歩を踏み出すことが可能になる。すなわち、「一時生活支援事業」が本来の目的を果たすためには、「自立相談支援事業」との一体的な運

営をおこなうことが重要だということができる。

同時に、私たちは「自立相談支援事業」を運営するにあたって、住居喪失やそのおそれのある人からの相談だけでなく、生活に困窮する方からのあらゆる相談を全て受け止め、「断らない支援」、「見捨てない支援」をおこなってきた。

2016年4月から2017年3月末までの1年間に、当法人が自立相談支援機関として受け付けた相談件数は統計上、61件であったが、その「相談経路別の内訳」、支援プランの作成に至らずに他制度・他機関につないだ「つなぎ先の内訳」をみると、いずれも生活福祉課の件数が最多になっている。

また、相談件数61件のうち、住居喪失またはその恐れのある人からの相談件数は47件であり、そのうち一時生活支援事業の利用に至った件数は20件、残る27件は同事業の利用に至らなかった。この27件の中には、民間賃貸住宅等に敷金なしで「直接入居」したケース（4件）、救護施設に入所したケース（9件）が含まれるが、その多くは一時生活支援事業用のシェルターが満室のため、「次善の策」として提案し、問題解決に向けて当法人の職員が同伴支援をおこなったものである。

一時生活支援事業を利用した20件中の2件は2名（夫婦・親子各1件）で1室を利用しており、利用者数は22名であったが、その男女別の内訳は、男性が20名、女性は夫婦の1人を含めて2名であった。

また、退所者22名の利用期間（宿泊数）は、最長が183泊、最短が8泊、提供した宿泊総数は1277泊、シェルターの稼働率は87.4%、1件あたり平均宿泊数は54泊であった。

以上のように、シェルターの稼働率が高まり、満室時に緊急性の高いケースの相談を受ける機会が増えたことから、その解決策として当法人から生活福祉課に対し、①シェルターを増やす、②救護施設の一時入所の積極的な活用、③生活保護の活用による「準シェルター」の検討などを提案し、②については2016年度途中から運用の改善がはかられ、①については2017年度からの1室増が実現した。

▼課題

全国的な一時生活支援事業の実施状況は、必ずしも広がっているとはいえず、住居を失った生活困窮者をもっぱら無料低額宿泊所に誘導する自治体や、居宅保護の原則を無視して機械的に保護施設への入所を提案する自治体が少なくない。しかし、現時点における国の政策動向は、そのような現状を大きく転換することなく、現状のまま追認しようとしているのではないかと思われる。

一時生活支援事業の実施方式は、自治体によって多様性があり、アパート借上げによる個室シェルターという大津市の方式が、東京23区や政令都市などに適合的か否かはともかく、地方の中核都市の規模では有効な方式ではないかと思われるが、実績にふさわしい評価を得ていないように思われるので、私たちの実績を目に見える形で全国に発信していくことが重要ではないかと思われる。

また、制度上の改善課題として、現在の制度設計では、生活保護を利用して居宅生活に移行した場合、自立相談支援事業の対象ではなくなり、生活保護の担当ケースワーカーに支援を引き継ぐことになっているが、本来的には少なくとも一定期間、ケースワーカーとも連携しながら、自立相談支援機関の相談支援員がアフターフォローをおこなうことを制度的に裏付けるべきではないかと思われるので、「3年後の見直し」に向けて意見表明をおこなっていくこととする。

【総合自立相談事業】（定款第5条に定める事業のうち、①総合自立相談事業に相当）

2015年度の事業計画の中では、大津市生活困窮者自立相談支援事業に含まれない独自事業としての相談支援活動を想定し、この項目を設定したところである。

ここで問題になるのは、前述の生活保護受給後のアフターフォローや、生活保護受給中の人からの相談をどのように取り扱うのか、ということである。

すでに述べたように、生活困窮者自立支援法の考え方は、同法にもとづく支援の対象から生活保護受給中の人

を除外している。そのため、支援ツールを使用してプランを作成することは実務上も不可能な設定になっているが、同じツールの相談受付票及び支援経過記録への入力は実務上も可能である。

この間、当法人では、シェルターから居宅生活に移行した後のアフターフォローや、生活保護受給中の人からの様々な相談も積極的に受け止め、法人の独自活動として必要な支援をおこない、その相談支援経過を自立相談支援事業の支援ツール（相談受付票及び支援経過記録票）を活用して記録化してきたが、当面の実務の上では同じ取扱いを継続しつつ、抜本的には、生活困窮者自立支援法と生活保護法の相互の関連性にかかわる取扱いを改善すべきことを要望あるいは政策提言していきたい。

【ひまわりサロン（居場所）事業及び社会生活講座】（定款第 5 条に定める事業のうち、②ひまわりサロン（居場所）事業、⑦生活困窮者自立支援事業、⑧生活保護利用者に対する自立支援事業に相当）

▼活動内容と成果

当該事業は社会的な絆や居場所を喪失した人々が気軽に安心して過ごせる「社会的居場所」を創出するとともに、就労や日常生活の自立などに向けた相談支援を行う場として、滋賀県の「しが地域支え合いづくり促進事業」により、2011 年に「ひまわりサロン」を開設した。

また、ひまわりサロン事業における利用者相互のつながりをベースに、京都新聞社会福祉事業団の助成金（「福祉生活支援」運営部門）を活用し、①５～７月、②９～11 月、③１～３月の３期に分けて、当法人のスタッフ及び外部講師を招いて多様なプログラムを工夫し、社会生活講座を実施した。年間を通じて 1 講時２時間の講座を 167 講時開催し、参加者は延べ 726 人（実数約 50 人）であった。

また、一部の講座への「参加あんない」を周辺地域の町内会を通じて回覧してもらい、サロン利用者と地域住民とのふれあいを図るための企画を組み込んだ。

さらに、「おおつボランティア市民活動フェスタ 2016」や「越冬支援事業」（後述）のイベントの準備や、当日の模擬店の売り子などに参加することも、この講座のプログラムとして位置づけ、社会参加を体験すると同時に当法人の広報啓発の一翼を担っていただいた。

この社会生活講座のとりくみを通じて、利用者相互の交流がさらに深まり、コミュニケーション能力や日常生活・社会生活のスキルの向上がはかられ、一人ひとりの自尊感情を高めることにもつながった。そして、計画的に「社会生活基盤づくりのための講座」を開催できたことは、生活困窮者自立支援法にもとづく大津市からの受託事業の効果を高める上でも有効であった。

▼課題

ひまわりサロンをベースに、計画的なプログラムを作成して「社会生活講座」を実施した経験は、当法人のスタッフにとっても貴重な意味を持つものであり、将来的な見通しとしては、生活困窮者自立支援法にもとづく就労準備支援事業や、障害者総合支援法にもとづく自立訓練事業など、新たな事業展開にもつながる可能性をはらんでいる。

当面、これまでのプログラムをさらに充実させ、講師が所属する関係機関との相互交流を深める中で、新たな事業展開の可能性を模索していくことが課題ではないかと思われる。

【越冬支援事業】（定款第 5 条に定める事業のうち⑤越冬支援事業に相当）

2016 年 12 月 23 日（祝）、「ＮＨＫ歳末助け合い」の助成を得て恒例の「歳末・越冬支援のつどい」を実施した。様々な事情で生活困窮に陥っている人たちに「せめて温かい年の瀬を」という趣旨で始めたこの事業も 16 回目を迎え、会場には、周辺地域の住民の方々を含めて 200 名を超える参加者が集い、豚汁・かす汁、炊き込みご飯を食べながら。相互に交流を深めた。ただし、今年は途中から強い風雨に見舞われたため、予定より 30 分早く、午後 1 時 30 分に閉会した。また、ノロウィルスの流行により、恒例の「餅つき」を中止することとし、関係団

体に事前の周知をはかった。

なお、12 月 16 日に「つどい」への参加を呼びかけるチラシを準備して夜まわりを実施したが、今年はホームレス状態と思われる方と出会う場面はなかった。

【子どもの学習支援事業】（定款第 5 条に定める事業のうち⑥子どもの学習支援事業に相当）

所得格差が拡大する中、生活困窮家庭における貧困の連鎖が深刻化している状況を踏まえ、地域の子どもたちの学習権を保障する一環として、子どもの学習を支援する「夏休みこどもひまわりの家」を夏休み中の計 8 日間、滋賀県「子ども未来基金」の助成を得て開設した。

7 月 29 日（金）から 8 月 26 日（金）までの火曜日と金曜日のうち 8 月 16 日（火）を除く計 8 回、地元の自治会館などを会場に 10 時から 16 時まで開設し、1 年生から 6 年生まで延べ 167 人の小学生が参加した。

午前中は学習、昼食後の午後からは、見学、工作、造形あそび、木工、よし笛づくりのほか、障害者就労支援施設「瑞穂」の見学、立命館大学ライフサイエンス研究会による「楽しい実験」などのカリキュラムを準備し、とりくんでもらったが、参加した子どもたちは、どの活動にも目を輝かせながら、熱心にとりくんでいた。

なお、チューター役については、全教滋賀教職員組合や膳所学区民生児童委員協議会の協力のもとに、現役や元職の教師の方々に引き受けていただいき、述べ 46 人の高校生、専門学校生、大学生にボランティアとして協力してもらった。

2. 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額（単位・千円）
①総合自立相談事業 ③ホームレス支援事業 ④緊急一時宿泊（シェルター）事業 ⑦生活困窮者自立支援事業に相当	1．大津市生活困窮者自立相談支援及び生活困窮者一時生活支援事業 〔自立相談支援事業〕 生活困窮者の相談に幅広く対応し、包括的な伴走型支援を実施。シェルター利用者には、住居探し、生活保護等の福祉制度利用の支援、就労支援等を実施。	4月1日～3月31日	相談は「ひまわりサロン」（後述）の他、地域の自治会館等も使用。	5人	本人や紹介者からの電話相談や来所相談に全て対応。相談受付総件数は61件。	7,343
	〔一時生活支援事業〕 （1）安定的な住居が確保できるまでの間、当法人が借り上げたアパートを一時的な宿泊場所（シェルター）として提供するとともに、食品・生活用品等の支援物資を提供。		市内4か所に各1室の民間賃貸住宅を借上げ。		一時生活支援事業の要件を満たす人が対象。年間利用実績は20件（22人）。	5,789
	（2）京都駅前の旅館の1室を年末年始の緊急利用に備えて臨時シェルターとして借上げた。	12月28日～1月4日	京都ホワイトホテル（京都市下京区）		0人（結果的に利用希望者なし。）	
①総合自立相談事業、⑧生活保護利用者に対する自立支援事業に相当	2．総合自立相談事業 生活保護を受給してシェルターから居宅に移行した人のアフターフォローや生活保護を受給中の人への相談支援は、自立相談支援事業として位置づけられないため、独自事業として実施した。	4月1日～3月31日	ひまわりサロン（後述）	3人	居宅移行後のアフターフォローをおこなった人約10人。受給中の人からの相談は約15件	

②ひまわりサロン（居場所）事業 ⑧生活保護利用者に対する自立支援事業に相当	**3．ひまわりサロン（居場所）事業及び社会生活基盤づくり講座** **〔ひまわりサロン〕** 居場所・憩いの場・利用者相互の交流スペースを提供。スタッフとの相談では相談室を兼ねる。 週3回（月水金）昼食会を実施。（希望者のみ／実費負担あり） **〔社会生活基盤づくり講座〕** 調理実習、健康教室、ウォーキング、人権学習、社会見学、映画鑑賞、ボランティア教室、バードウォッチング、パソコン教室、軽作業などの様々なカリキュラムを設定し、必要に応じて外部講師にも依頼。	4月1日～3月31日	大津市膳所1丁目10－4の木造住宅内にサロンを開設。 講座はサロンを中心にしつつ、見学先施設や屋外に出かける企画を併用。	5人	シェルターまたは相談事業を利用中あるいは利用歴のある人等で希望する人が対象。 サロン利用者数はカウントできていない。 講座には延べ約726人が参加した。	386 536
⑤越冬支援事業に相当	**5．越冬支援事業** 「NHK歳末たすけあい」の助成を得て毎年の恒例行事を行った。豚汁、炊き込みご飯などをふるまい、市民らから寄せられた支援物資を提供し、生活相談、健康・介護相談、法律相談のコーナーを設けた。	12月23日（祝）11時～13時30分	大津市膳所市民センター	7人	生活困窮者・各種相談希望者・関係団体・周辺地域住民など約200名が参加	325
⑥子どもの学習支援事業に相当	**6．子どもの学習支援事業** 家庭の貧困等で日常的に学習支援を受けるのが困難な児童生徒の学習権を保障する一環として「夏休みこどもひまわりの家」を開設。全教滋賀教組や地元自治会、民生委員さんらの協力を得た。また高校生、専門学校生、大学生らが	7月29日、8月2日、8月5日、8月9日、8月12日、8月19日、8月23日、8月26日、時間帯は	大津市内の自治会館を借用	3人	日常的に学習支援を受けることが困難な地域の小学生が延べ167人参加。	336

	述べ46人、ボランティアとして参加した。	10～16時				
⑨社会福祉調査・研究事業に相当	7. 調査研究・啓発研修事業 ＮＰＯ法人ＰＯＰＯＬＯの鈴木氏を講師に、静岡県における一時生活支援事業及びフードバンク事業のとりくみを学ぶ学習会を実施	8月28日	滋賀弁護士会館		当法人の職員、役員の他、関係機関など職員約15名が参加	8
⑩広報・啓発事業に相当	8. 広報・宣伝事業 「おおつボランティア市民活動フェスタ」に出店、おでん販売を通じて活動の意義や必要性をアピールしたほか、「大津夜まわりの会ニュース」を発行するなどして活動や貧困問題を外部へ発信した。	4月1日～3月31日	ひまわりサロン他		行政、福祉団体等の関係機関、団体のほか、活動の支援者、協力者、一般市民	4

(2)その他の事業

なし（当法人は、特定非営利活動のみを実施している。）

決　算　報　告　書

第 11 期

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

特定非営利活動法人大津夜まわりの会

滋賀県大津市膳所一丁目１０－４
ひまわりサロン

［税込］（単位：円）

全事業所　　平成29年 3月31日 現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		未払金	662,597
現金	2,219,386	前受金	100,000
普通預金	845,117	短期借入金	4,280,500
現金・預金 計	3,064,503	預り金	11,346
（売上債権）		仮受金	32,184
未収金	1,229,280	流動負債 計	5,086,627
売上債権 計	1,229,280	【固定負債】	
（棚卸資産）		長期借入金	910,000
貯蔵品	63,268	固定負債 計	910,000
棚卸資産 計	63,268	負債の部合計	5,996,627
（その他流動資産）		正味財産の部	
前渡金	114,000	【正味財産】	
前払費用	174,936	正味財産	△578,819
立替金	26,400	（うち当期正味財産増加額）	△18,481
仮払金	4,606	正味財産 計	△578,819
短期貸付金	1,500	正味財産の部合計	△578,819
その他流動資産 計	321,442		
流動資産合計	4,678,493		
【固定資産】			
（有形固定資産）			
車両運搬具	746,755		
有形固定資産 計	746,755		
固定資産合計	746,755		
資産の部合計	5,425,248	負債・正味財産の部合計	5,417,808

［税込］（単位：円）

全事業所　　平成29年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】		
（現金・預金）		
現　　金	2,219,386	
普通　預金	845,117	
滋賀銀行／膳所支店	(833,634)	
ゆうちょ	(11,483)	
現金・預金 計	3,064,503	
（売上債権）		
未　収　金	1,229,280	
売上債権 計	1,229,280	
（棚卸資産）		
貯　蔵　品	63,268	
棚卸資産　計	63,268	
（その他流動資産）		
前　渡　金	114,000	
前払　費用	174,936	
立　替　金	26,400	
仮　払　金	4,606	
短期貸付金	1,500	
その他流動資産　計	321,442	
流動資産合計		4,678,493
【固定資産】		
（有形固定資産）		
車両運搬具	746,755	
有形固定資産　計	746,755	
固定資産合計		746,755
資産の部　合計		5,425,248

《負債の部》

【流動負債】		
未　払　金	662,597	
前　受　金	100,000	
短期借入金	4,280,500	
預　り　金	11,346	
社会保険料	(△1,634)	
源泉所得税	(12,980)	
仮　受　金	32,184	
流動負債　計		5,086,627
【固定負債】		
長期借入金	910,000	
日本政策金融公庫	(1,222,000)	
その他補助	(△312,000)	
固定負債　計		910,000
負債の部　合計		5,996,627
正味財産		△578,819

［税込］（単位：円）

全事業所　　自 平成28年 4月 1日　至 平成29年 3月31日

《経常収支の部》

［経常収支の部］		
【経常収入】		
雑収入	52,900	
助成金収入	891,000	
入会金収入	5,000	
正会員会費収入	60,000	
賛助会員会費収入	35,000	
委託料	13,120,076	
寄付金収入	876,642	
受取利息収入	53	
経常収入　計		15,040,671
【事業費】		
講師謝金	226,500	
講師交通費	29,400	
食材費	152,669	
教材費	58,569	
講座用機材整備費	51,326	
事務消耗品費	12,468	
会場費	5,560	
「社会生活基盤づくり講座」事業	536,492	
大津市一時生活支援業務		
地代家賃	1,943,000	
支払保険料	93,192	
水道光熱費	381,151	
支払手数料	55,584	
備品買い替え	16,808	
電話料	134,320	
蒲団代	100,576	
食費	2,094,000	
衣類・消耗品費	124,115	
旅費交通費	65,937	
施設借上料	791,000	
立替金	△16,500	
事務用品費	1,117	
租税公課	4,500	
一時生活支援業務 合計	5,788,800	
大津市自立相談支援業務		
人件費	7,343,203	
自立相談支援業務 合計	7,343,203	
調査・研究事業		
広報・宣伝事業		
広告宣伝費	3,000	
実態調査費	1,000	
広報・宣伝事業 合計	4,000	
啓発・研修事業		

雑費	3,444	
講師謝礼・交通費	5,000	
啓発・研修事業 合計	8,444	
児童学習支援事業		
支払保険料	8,960	
通信運搬費	18,111	
旅費交通費	35,900	
消耗品費	6,770	
講師謝金	130,000	
食費・茶菓子代	87,314	
印刷製本費	11,130	
備品購入費	14,721	
賃借料	22,530	
児童学習支援事業 合計	335,436	
越冬支援事業		
支払保険料	7,000	
通信費	12,038	
旅費交通費	35,892	
水道光熱費	788	
消耗品費	39,440	
講師交通費	500	
食料費	147,868	
印刷費	6,580	
衣料費	67,231	
会場費	7,170	
越冬支援事業 合計	324,507	
住まい対策等支援事業		
サロン事業		
新聞図書費	42,720	
支払手数料	11,874	
事務用消耗品	5,840	
支払保険料	15,438	
通信費	87,757	
旅費交通費	1,160	
水道光熱費	39,974	
地代家賃	116,000	
消耗品費	5,679	
雑費	41,007	
食料費	1,015	
印刷費	15,618	
賃借料	780	
租税公課	900	
サロン事業 合計	385,762	
当期事業費 計	14,726,644	
合 計	14,726,644	
事業費 計		14,726,644

[税込]　(単位：円)

全事業所　　自 平成28年 4月 1日　至 平成29年 3月31日

【管理費】		
支払手数料	540	
減価償却費	289,440	
支払　利息	42,528	
管理費　計		332,508
経常収支差額		△18,481
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
その他資金収入　計		0
【その他資金支出】		
その他資金支出　計		0
当期収支差額		△18,481
前期繰越収支差額		△3,487,092
次期繰越収支差額		△3,505,573

［税込］（単位：円）

全事業所　　自 平成28年 4月 1日　至 平成29年 3月31日

《経常収支の部》

［経常収支の部］		
【経常収入】		
雑収入	52,900	
助成金収入	891,000	
入会金収入	5,000	
正会員会費収入	60,000	
賛助会員会費収入	35,000	
委託料	13,120,076	
寄付金収入	876,642	
受取利息収入	53	
経常収入　計		15,040,671
【事業費】		
講師謝金	226,500	
講師交通費	29,400	
食材費	152,669	
教材費	58,569	
講座用機材整備費	51,326	
事務消耗品費	12,468	
会場費	5,560	
「社会生活基盤づくり講座」事業	536,492	
大津市一時生活支援業務		
地代家賃	1,943,000	
支払保険料	93,192	
水道光熱費	381,151	
支払手数料	55,584	
備品買い替え	16,808	
電話料	134,320	
蒲団代	100,576	
食費	2,094,000	
衣類・消耗品費	124,115	
旅費交通費	65,937	
施設借上料	791,000	
立替金	△16,500	
事務用品費	1,117	
租税公課	4,500	
一時生活支援業務 合計	5,788,800	
大津市自立相談支援業務		
人件費	7,343,203	
自立相談支援業務 合計	7,343,203	
調査・研究事業		
広報・宣伝事業		
広告宣伝費	3,000	
実態調査費	1,000	
広報・宣伝事業 合計	4,000	
啓発・研修事業		

雑費	3,444	
講師謝礼・交通費	5,000	
啓発・研修事業 合計	8,444	
児童学習支援事業		
支払保険料	8,960	
通信運搬費	18,111	
旅費交通費	35,900	
消耗品費	6,770	
講師謝金	130,000	
食費・茶菓子代	87,314	
印刷製本費	11,130	
備品購入費	14,721	
賃借料	22,530	
児童学習支援事業 合計	335,436	
越冬支援事業		
支払保険料	7,000	
通信費	12,038	
旅費交通費	35,892	
水道光熱費	788	
消耗品費	39,440	
講師交通費	500	
食料費	147,868	
印刷費	6,580	
衣料費	67,231	
会場費	7,170	
越冬支援事業 合計	324,507	
住まい対策等支援事業		
サロン事業		
新聞図書費	42,720	
支払手数料	11,874	
事務用消耗品	5,840	
支払保険料	15,438	
通信費	87,757	
旅費交通費	1,160	
水道光熱費	39,974	
地代家賃	116,000	
消耗品費	5,679	
雑費	41,007	
食料費	1,015	
印刷費	15,618	
賃借料	780	
租税公課	900	
サロン事業 合計	385,762	
当期事業費 計	14,726,644	
合　計	14,726,644	
事業費　計		14,726,644

［税込］（単位：円）

全事業所　　自 平成28年 4月 1日　至 平成29年 3月31日

【管理費】		
支払手数料	540	
減価償却費	289,440	
支払　利息	42,528	
管理費　計		332,508
経常収支差額		△18,481
当期正味財産増加額		△18,481
前期繰越正味財産額		△560,338
当期正味財産合計		△578,819